

田中正造と今村力三郎

—自由民権運動と関連して—

専修大学名誉教授 石村 修

1 佐野と飯田

今村力三郎が誕生したのは1866（慶応2）年6月14日であり、彼の生誕150年を記念して今村法律研究室主催による展示会と講演会が昨年開催された¹⁾。私は前半の神田キャンパスでの記念事業の中で、表題にあるテーマで講演する機会をもった。いささか遅くなったことになるが、この講演の内容を本誌で再現することにしたい。



この講演の冒頭で田中正造と今村の二人が写っている写真を紹介（左が今村力三郎、右が田中正造）し、講演の全体像をイメージしてもらった。この写真は今村の係

1) 専修大学創立140周年記念事業の一環で行われ、2016年6月11日～23日は神田キャンパスで、11月9日～12月3日は生田キャンパスで、校友会後援、図書館・大学史資料課後援で開催された。神田の講演では、法学部の坂詰智美氏が司会を行い、長嶺超輝氏と私が6月18日に講演を行った。長嶺氏の講演は、専修大学史紀要9号（2017年）59頁以下。

累である今村逸子氏²⁾が提供されたもので、すでに本誌の18号に掲載されており、私のお気に入りのものである³⁾。凜とした正装の二人の姿は、おそらくいずれかの写真館でこれから記す「足尾銅山問題(事件)」の渦中で撮影されたものと推定される。それは60歳前後の田中と35歳前後の今村が、年齢の差を超えて、共通の目標である「人権救済」の連帯活動に向かっていた姿勢が明確に読み取れる一枚である。田中(1841~1913)と今村(1866~1954)は、25歳の違いがあるが、この写真での二人には年齢の違いを感じさせないオーラが漲っていた。田中は今日の栃木県佐野市、今村は長野県飯田市と地域を異にするが、封建制の名残がある地域の農家に生まれていた。両地域に共通するものとしては、江戸(東京)から100キロ強離れた地にある農地であり、とくに、伊那谷は地理環境が厳しく、当時の農家の置かれた位置からして、楽な暮らしをしていたわけではないことが予測される⁴⁾。二人は成長してそれぞれその生活からの脱却を試みており、田中は政治家として、今村は法律家として活動の場をえることになり、その置かれた立場から自己の信念に沿った活動を行ってきた。その二人を結びつけたのは、明治憲法で形成された「法治国家」の実践であり、田中は開設された議会の中での合法的な活動(質問)を繰り返したことで、明治期最初の公害事件である足尾銅山鉍毒の問題解決に一生を捧げた。他方で、今村は、専修学校在学中に代言人試験に合格するに至って代言人(弁護士)となり進んで刑事事件の弁護を行い、著名な人権派の弁護士として名を馳せるようになる。後に述べる川俣事件は今村が刑事事件で名前を残す初期のものであった。彼らが行ったその活動は対照的であるが、結果的には、当時の明治憲法で保障された限りでの人権を最大限に活かす方途を模索し、一応の結果を生み出してきた。二人の邂逅は、当時の啓蒙活動家の人脈によったのであろうが、そのサークル中に本稿での準主役になる「木下尚江、幸徳秋水」もいた⁵⁾。これらの人物との関係は、本稿のまとめのところで行うことにしたい。本稿では、足尾銅山問題の渦中で裁判となった「川俣

2) 正確には、今村力三郎の孫にあたる。

3) 田中の生まれた佐野市は、私の誕生地でもあり、小学校の担任(萩原先生)から足尾事件は教えられ早くから田中には愛着をもっていた。この記憶は郷里への思い出と重なって私の中に深く残っている。

4) 蜂谷家の文書が残され、専修大学に寄贈されている。この文書から、当時の生活程度がやがて明らかになるであろう。

事件」を中心に記すことになるが、それに至る事例である「自由人權運動」をその伏線として話を進めることにしたい。

2 自由民権運動

先に述べたように田中の生家は今日の佐野市の北東部に位置する^{シモツケ}下野国阿蘇郡小中村にあり、祖父の代から名主であった。父富蔵が功績をもって割元役（名主・庄屋と代官・郡代との中間にあって年貢・諸役の割当てを行う）に昇進するに及んで、正造は17歳で若くして名主となった。しかし、複数の支配者に年貢を納める相給（あいきゅう。江戸時代、一つの村を複数の給人〔領主〕が分割知行）の制度の下で、年貢のやりくりで苦勞したようだ。やがて領主の一角をなしていた六角家の騒動に絡んで田中は逮捕されるに至り、10か月に及ぶ獄中生活を強いられ、この牢の中で明治維新を知った。正造の正義感から生じた罪を結果的には負うことになったのであるが、この冤罪に絡んだ獄中生活から、彼の基本姿勢が形成された。一方、今村も農家であった蜂谷家に生まれ、貧乏生活の出発点に立った。やがて、東京に出る運命を迎え、20歳の時に力三郎は今村家の養子となり戸主となった。この理由は、徴兵から逃れることを意図したのか、借金問題から逃れることを意図したのか、その真相は不明である⁶⁾。生まれの伊那谷は、農民の間にも上下関係が残り、それは検地上にある御館百姓（みたち。領主直属の百姓）とそこに隷属する被官百姓（江戸時代、親方百姓に従属していた農民の一種）に区分され、蜂谷家は御館百姓なのでそれなりの暮らしが保障されていたはずであるが、実際の暮らしぶりは酷かったようである。何よりも作物が育たない地理環境が貧しさを産んでいた。蜂谷家のなかでの力三郎の生活を変えてしまったのは、当時の財政悪化に起因して父が連帯保証人の責を負ってしまい、この地を離れなければならなくなった事情によるものであった。両親

5) 幸徳が塚と作った「平民社」の発禁事件（1903年）では、今村、花井、卜部の3名が弁護に当たり、これが大逆事件の弁護へとつながっていく。「私と花井君」専修大学編『専修大学史資料集 八巻』（専修大学出版局、2017年）224頁。

6) 明治憲法制定後は、国民に徴兵の義務が課せられた（20条）ことにより、この特権は無くなった。1873年制定の徴兵令では、各種の例外が認められ、それは「体力的理由、家制度の維持、犯罪者」にあったが、免除金を払うという特権を認めたことにより、兵隊は貧しいものによって構成されたことになる。参照、大江忍『徴兵制』（岩波新書、1981年）58-60頁。

に帯同して力三郎は、伊那谷から逃亡者のような形で神田猿樂町1丁5番地（現在でも同じ番地で残っている）に居を移した（1884〔明治17〕年）⁷⁾。

田中と今村の両者が自由民権運動を本格的に知るようになるのは、両者が青年期になってからであるが、自由民権運動の高揚はそれより少し前の1870年から80年にかけて、全国で起こっていた。遠山の指摘にもあるように、この運動が広く一般大衆を巻き込んだ民主主義の展開を求めた運動、つまり「士族・農民・商工業者をふくめた国民的規模の政治運動へ発展」するのは⁸⁾、79年11月、自由民権政社の連合組織である愛国社の第三回大会で国会開設要求運動がなされることによってである。結果的には明治維新から大日本帝国憲法（明治憲法）が制定されるまで長い期間が必要であったのであるが、この長さに比例するような形で、自由民権運動も長いスパンで展開され、その点で運動の担い手も、主張の内容も変化してきたことになる⁹⁾。憲法を作り、議会を開設するのに、時間がかかるのは一応理解できるが、それにしても時間がかかりすぎた感があり、その間に憲法の内実も変化せざるをえなかった¹⁰⁾。1874（明治7）年の板垣退助らにより出された「民選議員設立建白書」は、政府から下野したエリートによって出されたシナリオであり、戊辰戦争で実をえることのできなかつた不満分子の表明でもあった。その後の政治結社、とくに、地方レベルでの動きは顕著なものがあり、地方から中央へと結社が増大するに依じて、政府の側もこれを抑制する政策をとった。こうした運動を支えたのは、新聞と講演会であり、国民の教育のレベルの高さが西欧の民主主義を理解することを可能にしたと考えられる。しかし、運動という現実の動きは、一方では政府によって規制されて弱まり、他方で、既存の政治体制の根本的な変革を求める急進的な運動に転嫁するに至った。今村が東京に出てきた1884年には、「加波山事件・秩父事件」が連続し

7) 今村力三郎「僕の貧乏時代」専修大学今村法律研究室編『今村力三郎「法廷五十年」』（専修大学出版局、1993年）249頁。なお、今村の家族構成については不明な点が多い。名前からして、他に兄弟がいた可能性がある。

8) 遠山茂樹『自由民権と現代』（筑摩書房、1985年）105頁。

9) この運動を総括して、「デモクラシーの夢と挫折」との評が為されている。明治時代は近代化に向けて長い準備を必要としていたことになろう。参照、松沢裕作『自由民権運動』（岩波新書、2016年）。筆者は「袋」という表現を使って運動の吸収を想定している。

10) プロイセン憲法を学びながら、立憲君主制の本流から離れていった点については、石村修『明治憲法』（専修大学出版局、1999年）を参照されたい。

て起きている。しかも事件の現場は、田中の身近なところで起きており、足尾銅山問題も同様の平地から離れた山中の出来事であった。

田中は短期間で江戸留学期に江刺県（現在の秋田県）行きを勧められ、同地で一種の行政官の仕事をするようになる。ところがこの地でも冤罪に巻き込まれ、1871（明治4）年から74年まで再度の獄中生活を余儀なくされた。この獄中生活の晩年、新たに制定された「監獄則」の恩恵を受けて、獄中で読書することが可能になった。読書を通じて西欧の思想を学ぶことができたのは、法の存在によるものと理解し、以後は法が存在することの意義を確認しながら政治活動を実践していくことになる。1877（明治10）年の物価の騰貴を予測しての土地購入でえた金銭を基にして、田中は政治家を志す。地方民会である区会議員に立候補することからはじまり、1880年の栃木県会議員の補欠選挙で初当選するに至る。当時の自由民権運動の高揚の波に乗ったということになるが、彼の意思は法治国家形成のための民会の開設を求めたものであり、そこで作られる法は、国民の利益になるためのものではならなかったはずである。田中が他の自由民権論者と異なるところは、「国に政府があるのは人民の福祉のためである」¹¹⁾ という点を強調したことにある。当時の自由民権運動の主流は、私権を犠牲にしても、民権をえるという要求であり、政治的権利の実現である国会の開設を望み、私の利益は我慢せよということにあった。色川は当時流行の「よしやぶし」にその点が現れていたと指摘する¹²⁾。そうであるならば、田中の政治家の姿勢はこの当時の自由民権の運動の先を行っていたことになり、後に「足尾銅山問題」の解決に執着することになるのも、納得されることである。

力三郎が17歳の時、故郷を逃げるようにして東京に赴いた1884年は、先にも記したように自由民権運動が多様な層から展開されていた時であり、各地で起きている運動に彼も影響を受けていたはずである。自分でも後に述べているように、蜂谷家には代々「叛血が伝わって」いたようであったし¹³⁾、松方正義が作り出した財政悪

11) 三浦顕一郎『田中正造と足尾鉍毒問題』（有志舎、2017年）30頁。

12) 「よしやシビルはまだ不自由でも、ポリチカルさえ自由なら」の文句は、日本人の「志士仁人意識」の典型例を表すということになる。色川大吉『自由民権』（岩波書店、1981年）。

13) 専修大学今村法律研究室編・前掲注7）249頁、祖先の「忠造」が百姓一揆の発起人であったとある。

化のあおりを受けての貧乏暮らしが、彼の批判精神を覚醒させたと思われる。病弱であった父親の薬代も払えなかったようであったから、当面の貧乏暮らしの様子は推測できる。こうして政府を批判する政党活動や新聞等を通じて、彼も自由民権運動にシンパシーを感じるのは自然の成り行きであった。今村の孫にあたる辻達也は、今村が弁護士として貫いた「反骨精神」は、「何時しか自由民権の精神から養われ、それが基盤になっているのではないだろうか」¹⁴⁾と推測している。蜂谷家の東京での仕事は、紅梅焼から塩煎餅へと変わり、それが当たってパン屋を開くに至っていた。力三郎は母親の口利きで大審院判事の伴正臣の書生となり、法律への道が少し開かれてきた。夜間の専修学校に通い法律を学ぶことになったのは、書生をしていて将来の裁判所書記官の道を目指したからであった。勉学のための自由な時間もとれない身分であったが、大学での成績は意外によく、そこでステップアップして代言人を目指すことになる。そのころの司法試験が易しかったとは思われないが、彼は3年の在学中に合格している。専修学校第7期生として17人中1番で卒表し、89年にはその後長きに及ぶ法律家としての一步をイソ弁として開始することになった¹⁵⁾。

3 足尾鉍毒問題

後に田中が一生を掛けて戦った事件として、足尾鉍毒問題は知られており、この事例は「日本の公害の原点」となったと言われ、同時に日本の公害の典型例の要素をもっていた¹⁶⁾。典型的な公害と指摘されるのは、後の公害とされてきた事例と同じパターンを示していたからである。それは、①企業の産業公害であり、②公害が原因で動植物から人へと多大な犠牲を伴った現象を引き起こしていること、③産業だけでなく政府・自治体指導によって複合的に公害が生み出されたことにある¹⁷⁾。

14) 辻達也「反骨 今村力三郎の背景」専修大学今村法律研究室編・前掲注7) 361頁。反骨の精神は、一時期務めた判事職の官僚的構造に嫌気がさしたことにもあった。

15) 今村24歳の時、代言人鈴木信仁の事務所に入った。最初に山林盗伐事件を担当し、無罪の判決を引き出していた。小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』(日本評論社、1973年) 121頁。

16) 事件の解説は多くあるが、東海林吉郎＝菅井益郎『通史足尾鉍毒事件』(新曜社、1984年)を参考にした。前掲注11)の三浦の著作に、主要文献が掲載されている。小説や映画もあるが、描き方も各種に分かれている。

17) 庄司光＝宮本憲一『日本の公害』(岩波新書、1975年) 31頁以下参照。

そして、科学的な無知、無視、対策への怠慢、放置が、公害を促進し、拡大してきたことになる。明治維新以降は、政府指導の国策事業が大々的に展開され、この政策が一定程度成功を取めたことにより、近代化を圧倒的なスピードで実践した。この上からの近代化が、日本の国力を高めるという成果を残し、東南アジアでの強国にまで成り上がることを可能にしたが、その負の遺産が公害となって国民を苦しめる結果をもたらした。政府が作り上げた企業が生産性と利潤の追求に専念した結果の付けが環境の悪化をもたらし、これを政府が黙認し、技術的な対応を考えずにこれを放置し続けたところに公害が拡散して行く悪循環を生み出したことになる。いつの時代でも弱者が、第一に犠牲者となってきたのは、とくに、後進の産業開発主義が邁進した国家に顕著に見られたところであった。

足尾銅山は江戸時代にすでに開発され、輸出品であった銅の生産で日本一の産出を記録していた。その後休山状態であったが、1877(明治10)年に古河市兵衛に買収され、新たな鉱脈を発見するに及んで飛躍的な生産量を記録している。銅は、熱伝導性に優れ、加工がしやすく、導電率も高いことから、近代化に応じて必要度は高くなっていた。日本国が軍事国家になるためにも必須のものであった。とくに後の日清・日露戦争には、銅は不可欠となった。このプラスの側面はともかく、精錬技術の未熟さから、とくに排出された煙に含まれていた亜硫酸ガスによって、付近の山林がまず被害を受け、次いで農作物が被害を受け、付近の松木村、仁田元村、久藏村は最も甚大な被害を被って廃村となった。この地は燃料用の森林伐採と毒を含んだ煙害によって、「日本のグランドキャニオン」と評される禿山が出現することになり、人が住める状態ではなくなった。次いで、銅山からの排水、鉱毒を含んだ排石、鍔(からみ。鉱石をとかしたかす)が流されることにより渡良瀬川の魚が死滅する漁業被害と人的被害者の出現である¹⁸⁾。渡良瀬川は荒れ川である利根川の支流であったことから、利根川からの水が逆流して洪水を起こし、その鉱毒を含んだ水が両川だけではなく、下流の江戸川にまで影響を受けたという記録がある。

田中は自分の身近に起きた問題について自分で調査し、政治家としての対応を行

18) 三浦・前掲注11) 46頁以下。直接鉱毒が原因で亡くなった人数については争いがあるが、田中は国会では106人という死者・死産を報告している。

うようになる。もともと立憲改進黨に所属する県会議員であった田中は、帝国憲法が制定された第1回の選挙で当選し(50歳)、議会内で政府を追及することになる。田中の県会議員時代からの主張が自由民権運動の主張である国会の開設と重なっていたのであるから、「人民の福祉の実現」という大きな目標の実現を国会活動を通じて目指すことになる。国会が開かれた翌年の1890(明治23)年、足尾銅山の鉍毒問題が、下野新聞で記事となった。この新聞は田中が始めた栃木新聞の後継紙であり、現在でも栃木県下では購読者の多い新聞である。これに呼応する形で、栃木県・群馬県議会で取り上げられた。科学的な分析を依頼された東京大学農学部の古在由直と長岡宋好の分析を受けて、本格的に田中は衆議院での質問を開始した(1891年12月25日)¹⁹⁾。田中の質問は、法治国家を破壊する違法な足尾銅山のやり方を糾弾し、政府がこれを黙認していることを問題にするものであった。誰がこの策を考えたのかは不明であるが、基本は明治憲法27条で保障された「所有権侵害」を問題にするものであり、精錬に伴う亜硫酸ガスによる作物被害等は、農民の所有権侵害に該当するとした。そして日本坑法10款3項の「試掘もしくは採掘の事業にして公益に害あるときは農商務大臣は既に与えた許可を取り消すことを得」にある「公益に害」が認められる場合であるから、直ちに古川鉍業の業務を停止することを求めたことになる。もともと鉍物は政府が専有するものであり、民間は政府から借区して鉍業を営むという請負の形式をとっていた。しかも同法は最長15年という期間に限っていた関係で、鉍業は不安定であるとされ、同法は改正されて鉍業条例となり(1890年)、15年という条件はなくなったが請負という形式は残されていた²⁰⁾。この形式を重視して、政府の責任を追及した格好になっている。田中正造は1901(明治34)年に辞職するまでの11年間、議会で延べ320件に及ぶ質問書・演説を繰り返したことになるが、そのほとんどが足尾鉍毒事件問題であった。田中が質問の根拠とした憲法で保障された所有権は、「法律の範囲内」での保障であり、「国家公権の下にある」ものであった²¹⁾。しかし、公有地と民有地の概念が維新後の早い時点で確立してい

19) 三浦・前掲注11) 56頁。渡良瀬川の沿岸1200余町の田畑は2年も3年も収穫がなかったとある。

20) 石村善助『鉍業権の研究』(勁草書房, 1960年) 167頁, 足尾鉍毒事件については409頁以下。

21) 伊藤博文(国家学会版)『憲法義解』(丸善, 1889年) 49頁。

たことを思うと、足尾事件で農民・漁民の所有権侵害を訴えたのは、的を外した議論ではなかったはずであり、古川鉦業側もそれなりの対応を迫られたことになる。煙突を高くし、一部の示談に応じ、洪水対策の予防工事を行い、当面の対応を行ってそれで十分とした。しかし、洪水は繰り返され、鉦（公）害は終わることはなかった。

4 川俣事件

田中はあくまでも議会活動を中心にしようと考えたが、被害者は大勢で意思を表明する運動（請願デモ）を試みようと考えた。「相当の敬礼を遵守」することを条件として請願権が保障されていたことを根拠として（憲法30条）、被害者達は挙げて東京の諸官庁に向かうことで問題の解決を図ろうとした。少人数の陳情ではなく、大勢で、しかも徒歩で東京まで向かう集団は、警官との対抗を余儀なくするが、それなりの政治的効果をもたらすことが期待された。第1回目は1897年2月に行われ、新聞報道では800人を数えた。彼らは自分たちの運動を「東京押出し」と位置付け、最終的に榎本農商大臣との面会が果たせたので、効果はあったと考えた²²⁾。3月に2回目がなされ、新聞も取り上げるようになったこともあって、3回目も企画されたが、ここは田中の意見を受け入れて陳情となった。大人数での行動を田中は好まず、議会内での活動に田中はまだ期待をかけていた。

こうした反対活動と田中の微妙な見解の相違のなかで、第4回目の押出しが試みられようとした（1900年1月）。ここで後世に言われる「川俣事件」が生じ、事件が司法闘争として展開されることになる。川俣事件は刑事事件であり、足尾銅山の公害問題を直接争った事件ではなく、周辺の出来事ではあるが、足尾問題の解決を間接的に促した事件として著名である。足尾銅山に関わっての刑事事件は、この川俣事件と暴動事件他、10件にも及ぶが二つの「兇徒聚衆罪」を問われた事件が著名であり、本稿の主役である今村は花井卓蔵らとともに弁護団に加わっている。後者の暴動事件は労働問題であるので、前者（川俣事件）を中心にこの罪の構造をまず説明することから始めたい。旧刑法は「兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受ク

22) 三浦・前掲注11) 88-90頁。

ルト雖モ仍ホ解散セサル者」(136条)さらに「兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者」(137条)について、首魁者については3年(137条)または重懲役(138条)が科せられる。ボアソードの草案にはなく、農民一揆対応で作られた規定で、「『強訴』の目的を有する集団ないし群衆を、『聚衆』の場面で把えて、国家権力に反抗するものとして処罰する」ことを目的にしていた²³⁾。刑法の構成要件の観点からしても、この罪を構成することが困難なことがまず推定されよう。事件は次のようにして起こった。

3回目の陳情は田中の説得もあり少人数となったが、もっぱら政府の側の不安定状況を受けて面会もうまくいかず合法的な活動の限界が見えてきた。そこで、被害者は4回目の押出しを慎重に計画して実行することにした。1900(明治33)年2月、主催者側の発表で12,000人(警察発表では2,500人)が館林市の外れにある雲龍寺に集結した。数度の集会を経て12日の早朝約2,000名の集団は、東京へ向かった²⁴⁾。この動きは完全に警察側に把握されており、渡良瀬川の船着き場である群馬県川俣で、憲兵と巡査180名が一行を待ち構えていた。押出しの一团は無抵抗の農民であり、警察はこれに殴る蹴るの暴行を加え、首謀者は逮捕されるに至った。警察側は百余名を逮捕し、松本光明検事は68名を予審請求した。予審の結果、免訴になった者17名を除いて、兇徒聚衆罪等が科せられて公判に付された。陳情団の幹事であり、田中の信奉者であった永島の日記によれば、「……警官の方ではサーベルで殴る衝く、そのうえ手拭いに石を包んで、ところかまわず殴るという乱暴ぶりで、我々の方は徒手で無抵抗、警官のなすがままに任せるよりほか仕方なかった。」と書いている²⁵⁾。

田中は今回の運動が行われることは半ば認めていたが、事件後は直ちに国会に質問書を提出し、この件についての演説も行っている。「……政府が人民を殺す。人民を殺すのは、己の身体に刃を当てると同じことである。自分の大切な人民を、自分の手にかけて殺す。これで国が亡びたと言わないでは、どうするものでござい

23) 小田中聡樹「足尾鉍毒兇徒聚衆事件」我妻栄編集『日本政治裁判史録 明治・後』(第一法規、1969年)297頁以下。

24) 事件そのものの詳細は、田村紀雄『足尾鉍山をめぐる渡良瀬川沿岸誌』(社会評論社、2000年)、この事件の幹事であった、永島與八『鉍毒事件と田中正造翁 下』(明治文献、1971年)が詳しい。

25) 永島・前掲注24)の上、373頁以下。

ます」²⁶⁾。

事件は法廷に舞台を移すことになるが、当然に弁護士が必要になってくる。田中のもっていた人脈が使われたことになり、木下尚江、幸徳秋水等が大弁護団形成の役割を果たした可能性がある²⁷⁾。自由民権運動の流れを汲む木下が作った「普選期成同盟」に今村も関わり、さらに明治憲法の制定後は、人権派を標榜する花形弁護士集団が形成されても不思議ではなかった²⁸⁾。明治時代の刑事事件で「法術」に長けた弁護士として、花井と今村の名前を挙げるものがある²⁹⁾。川俣事件は、前橋、宇都宮、東京、横浜にいた心ある弁護士が総動員された感があり、東京弁護士会の黒須龍太郎が鉅毒事件に最初にかかわったとある。東京弁護士会の名だたる弁護士がここに名を連ねており、判事職を辞して弁護士に戻った今村の名もここにあった。第1審の弁護士は総勢で58名、審級が上るごとに弁護士の数は増えていったが、花井が主たる弁論を担当していた³⁰⁾。これらの弁護士は無償で参加しており、その点について後に被害者からの感謝状が贈られていた。これらの弁護士は足尾銅山から流れ出た鉅毒被害者を救済すべしとの連署した請願書を貴衆両院に提出しており(1901年)³¹⁾、川俣事件の弁護は自分たちの思いの表明でもあった。1901年9月20日の弁護士名簿では、今村は筆頭の弁護士として名を記されていた。今村の出番は1審では少なく(公判の出席4回)、控訴審では調査にも加わった関係もあり各論での弁護役を演じていた。

ここで問題となる罪に関して、検察側からすれば刑法の解釈としても「兇徒」と理解すればこの一団に同罪を科すのは困難であるので、集団で暴動を起こしたとの「騒擾罪」を構成するものとして公判が展開されたことになる。前橋地裁の判決は、

26) 三浦・前掲注11) 127頁、演説は2月17日になされた。その回答は、「質問の趣旨、その要領を得ず」であった。

27) 森長英三郎『足尾鉅毒事件(下)』(日本評論社、1982年)、「足尾銅山鉅毒被害生命救済請願人兇徒囂集被告弁護人被告人名簿」(慶応義塾図書館蔵)によると、すべての裁判所での弁護士の総計は65名となる。250-252頁。

28) 1893年に弁護士法が制定され、この時の総数が1,423人であったのであり、東京で活躍していた弁護士は限られていたはずである。参照、奥平昌洪『日本弁護士史』(巖南堂書店、1977年)。

29) 小林・前掲注15) 122頁。

30) 永島・前掲注24) 435-453頁。森長・前掲注27) 264頁以下。

31) 永島・前掲注24) 539-543頁。今村の名前も57名中にある。

その場に居合わせた新聞記者の証言によって、請願者の側に暴行の行為はなかったこともあって、問題の兇徒聚衆罪の成立を認めず、50（1名が途中で死亡した）名中29名を別の罪で有罪とした。検察及び被告側の両者から控訴がなされた。東京控訴院は、鉾毒問題が生じた現場を検証すること、検証の立合人に弁護士と嘱託（大学教授）を命じた。この弁護士のなかに、今村が含まれていた³²⁾。その結果、判決では50名中3名が有罪となったに過ぎなかった。法廷闘争は被害者に有利な方向に向かっていたが、さらに、検事及び被害者側から上告がなされた。大審院は原審の判決をすべて破棄し、事件を宮城控訴院に移送した（1902年）。大審院の裁判は、国会での活動と並行して進行したことになるので、弁護側も東京弁護士会の名だたる若手の弁護士が顔を並べた格好になる。花井、小木曾、鶴沢、三好、信岡、卜部と並んで今村の名も記されている。ここで大審院は、事件の発端が川俣にあったのではなく、雲龍寺での演説あるいはそれ以前にあって、彼らには「既に共通の犯意があった」と判断した。こうして検察側の上告趣旨を大方認めて、宮城控訴院に移送することになった³³⁾。この判決は『日本弁護士協会録事』54号に掲載され、その末尾に今村は批評をしたためていた。それは判決を批判し、さらに、2審の裁判官を鼓舞する内容であった。それは、「諸君（下級裁判所ノ法官）ハ其所心ヲ断行シテ顧ミル勿レ、破棄ヲ以テ念トスル勿シ……」と記した³⁴⁾。2代にわたって最高裁判事となった横田正俊は、その父（横田秀雄）が今村から痛烈な批判を書かれたとのエピソードを紹介している³⁵⁾。

移送後、この事件は思わぬ結末を迎える。第1回の公判において、地元の弁護士であった青山幾之助が、検事の控訴申立書が自署ではなかったから違法であり、控訴は棄却すべきであると申し述べた。この申立ては受け入れられ、さらに、予審請求書も自署ではなかったというおまけがついて、判決はあっけない結末を迎えた。後者の点は他の弁護士も気づいていたが、前者の点は青山一人が気づいた点であったとされ

32) 永島・前掲注24) 498頁。今村は現地検証に数度参加しており、熱心に現場を見ようとしていた。この調査に、川島正次郎が新聞記者として参加していたようだ。森長・前掲注27) 281頁。

33) 大審院刑事判例集8輯5巻105頁。

34) 森長・前掲注27) 318頁。

35) 横田正俊『父を語る』（巖松堂、1942年）。

ている³⁶⁾。いずれにしても検事側は初歩的にミスをしたことになるが、被告人が無罪を勝ちえたことは確かであった。問題は、大審院が東京控訴審の判断を変えた点にある。兇徒聚衆罪の構成要件を広く理解し、しかもこの事件での集合から、デモ行進にいたる動きに対してこの罪を当てはめようとした点にある。つまり、上告審は被告に「共同の意思がある」か否かは、全行程のそれぞれで判断しなければならないとし、さらに、全体の意思だけでなく個物に暴動の意思があったかどうかも再検討する必要がある、結局、事実関係を再度検証すべしとの移送を判断したのであった。上告審のこの罪への理解は、騒擾罪に近いものであったと考えざるをえない。

まとめ

裁判は意外な結果に終わったが、法廷闘争は新聞に掲載され、足尾事件をさらに世に知らしめる効果をもたらした。弁護団の団長格は花井が行ったが、今村は2年に亘る裁判のすべてに参加しており、こうした事件の対処の仕方を学ぶことができたはずである。約5年間の判事職を辞して、弁護士に復活した今村とすれば、弁護士復活後の法廷であり、研修の期間であった感がする。また、花井、卜部、今村というトリオもこの事件を契機にして作られた。田中はもちろん法廷に顔を見せていたが、傍聴人としての田中は自分の事件を引き起こしてしまった。1900年11月28日の15回法廷であくびをし（あくび事件）、さらに弁護士控室で小林検事を名差して「アノ野郎賄賂ヲトリヤカッタニ違ヒナイ」と言ったことが、官吏侮辱罪に問われ、1審無罪、2審有罪（重禁錮1月・罰金5円）、大審院で上告棄却となった。田中はあくびはともかく、小林検事を侮辱したことの罪により、40日間巢鴨刑務所に収監されることになった。この副次的事件の弁護人を田中自身は誰にも頼まなかったが、当日になって9人の弁護士が駆け付けたとあり、その中に今村がいた。1審はその甲斐があって無罪となったが、控訴審と上告審の大審院の対応は冷淡であった。今村はこれらの裁判のすべてに関わったが、よい結果は出なかった。入獄中、塩谷、高野とともに今村は田中を見舞ったとある³⁷⁾。

36) 小田中・前掲注23) 313頁。ただし、この青山説には異説もある。

37) 森長・前掲注27) 331-339頁。法律新聞86号（明治35年5月20日）「検事を侮辱するつもりはなく、不満の表れであった」とあるが、これは受け入れられなかった。

やがて田中はこうした法廷での闘いを通じて、議会での活動の限界を悟ることになる。1901(明治34)年10月に衆議院議員を辞職した。その年の12月10日、田中は議会開院式の帰途についた天皇の馬車が霞が関に来た時点で、直接に天皇に直訴することを試みた。しかし、目的を達することなく、警官に取り押さえられ麹町署での取り調べを受けることになった。精神に異常がないことが確認された上でその日の夜には釈放されている。当局側は事件を大きなものにしたくなかった形跡がある。田中が天皇に渡そうとした直訴状は「謹奏」と題され、毎日新聞社主筆の石川安次郎(号は半山)、万朝報の記者幸徳秋水と田中の3人で半年前から計画され、実際には幸徳が執筆し、これを田中が修正・補筆したものであった³⁸⁾。死を覚悟して行動した田中であるが、生き残って帰ってしまった。新聞が大きく取り上げたことにより、著名人が賛同のエールを送っていた。

田中と今村の関係は、次のように形成されたものと理解される。自由民権論者の中心にいたとされる中江兆民(1847~1901)の政治活動のサークルがこの時期形成された³⁹⁾。この弟子に位置するのが、幸徳秋水(1871~1911)であった。当時の自由民権運動の主たる主張である国会開設を目指し、自由民権を求めるサークルとして、「社会問題研究会」(1897年)と「普通選挙期成同盟会」(1899年)があった。前者に幸徳秋水、田中正造、木下尚江が参加していたことは明らかであり、後者の中心には元弁護士であった木下尚江(1869~1937)がおり、ここには今村も顔をだしていた。木下は足尾鉍毒事件では、田中の補助者の役割を演じ、田中の最後をみとった人物である。中江、木下と石川半山(1872~1925)は新聞社仲間であり、石川と花井の関係から足尾事件に今村も加わった形跡がある。1897(明治30)年、東京弁護士会の有志が、言わば青年部のような形で「日本弁護士協会」を作り、ここに「今村、花井、長島鷲太郎、塩谷恒太郎、小川平吉、鵜沢総明、三好退蔵」等がいた。花井は田中の直訴事件後、直ちに田中のもとを訪れていた⁴⁰⁾。中江を頂点として、石川、木下、田

38) 栃木県立博物館、佐野市郷土博物館『田中正造とその時代——天皇直訴100周年』57頁、8-11頁にかけて直訴状の実物が掲載されている。

39) しかし、この兆民にも「民約共和」とは言い切れない部分があった。参照、遠山・前掲注8) 214頁「自由民権論の本質と陰影」。

40) 三浦・前掲注11) 139頁。花井は後に国会議員となるが、その選挙演説には田中も援助している。

中、幸徳そして今村と続く関係があったことが見えてくる。田中が床に伏せた時に、彼らは揃って見舞いに行っており、田中が描いた絵はがきの中に、今村の姿があった⁴¹⁾。その後、今村と花井が、大逆事件の弁護を引き受けたのは、十分に理由があったところである。

田中と異なり今村は直接には政治活動を行った訳ではない。彼はあくまでも法律家として明治・大正・昭和の時代を生きた。憲法が変わっても、彼の信念である「在野法曹の任務は、一にも、人権擁護であり、二にも、人権擁護である。人権擁護を離れて弁護士の任務はありません」の考え方は変えなかった⁴²⁾。こうして二人の生きざまを見てくると、人権擁護に向かった内容は異にしていたが、田中と今村は、精神的に連帯していたことになろう。

41) この絵は専修大学に残されている。今村生誕150年展の展示中に含まれていた。

42) 専修大学今村法律研究室編・前掲注7)『今村力三郎「法廷五十年」』2頁、123頁参照。